	現 状	問題点	意見	対応
<u> </u>				
施設修繕、備品等購入の協議について	・当初予算に計上のない施設及び施設付属設備等の修繕、備品等の購入の場合は、原則として事前協議が必要とされている(管理運営委託契約書第21条)。 備品等の新規購入は3万円以上、施設等の修繕は1件の経費総額が30万円以上をいう(平成12年10月 2日付12荒保高発第676号)。			
	(第一特養) 区との事前協議は実施されていたが、 修繕工事の結果報告を '物品購入報告書」中で他の備品 購入報告と一緒に報告している。	・工事結果報告を「物品購入報告書」の中で他の備品の購入報告と一緒に報告している。	 修繕の工事報告は、工事の経過及び結果を詳細に記載する必要がある。別途報告書により報告すべき。 修繕工事の報告書の様式もすべての施設について統一することが望ましい。 	・ 修繕の工事報告書については、各施設共通の「統一様式」に改める。
	(第二特養・第三特養) 区との事前協議がなされていない案件があった(第二特養・第三特養)。	・契約上は事前協議が必要であり、契約に反している。	・必要があれば、緊急性を要する修繕等についての協議基準の改 定も考慮すべき。	・修繕等についての事前協議を徹底する。但し、緊急性を要する 修繕等については、協議基準を改定する。
固定資産の管理	・区と委託先法人との間で区所有の物品について「管理運営委託契約に伴う物品取扱い要領」が取り			
について	決められているが、これに反し、以下のような状況が見られた。 (保全物品整理簿の未作成(物品取扱要領第5条)) 「保全物品整理簿」の作成が求められているが、区で作成した「共用物品現在高調書」で代用している。(3施設) (購入物品の管理状況) 委託料で購入した物品については、第三特養を除き良く整理されている。 区と協議し承認された購入物品については、区よりシールが交付され、現物に貼付することとなっているが、一部しか貼っていない。	・「供用物品現在高調書」には使用場所、使用状況の欄がないため、同報告書のみでは物品の現物管理を行うことは不適切。	・現物管理を適正に行うためには「保全物品整理簿」の作成・保管 が必要である。	・「保全物品整理簿」の作成、シールの貼付等を行うとともに、固定資産の管理について、定期的に点検を行い、物品の適正管理に努める。
	特に第三特養ではほとんど貼っていない。 (使用不適品、亡失損傷報告書(物品取扱要領第6・7条)) 使用不適品及び亡失損傷の場合、報告書を作成(ひな型あり)し、その都度報告を区に提出することと規定されている。 物品取扱要領に基づく検査が実施されていない。	・全体的な資産の使用状況が網羅的にチェックできていない。	・定期的に検査を行い、使用不適格品及び亡失損傷品を把握すべき。 (改善策(意見より))	
			管理を手作業からパソコン管理へ 管理シールを白色から目立つ色にして視覚的に物品管理を 定期的に区の検査をするように規定を見直し、区の管理責 任を明確にする	
管理規程の改定 について	・特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンターの管理運営委託契約書第1条においては「管理規程」を定め、その規程に従うこととされている。 (最終改定日) 第一特養、南千住西部 平成5年2月1日改定 第二特養、南千住東部 平成8年7月1日改定 第三特養、荒川西部 平成11年4月1日改定	・平成12年4月1日に介護保険制度の導入があり、「管理規程」は介護保険制度に合致するように改定されるべきであるが、いずれも改定されていない。	・実質的には運営に支障はないが、契約に定められている「管理規程」を介護保険制度に合致するように適切に改正すべきである。	・介護保険制度の実施に伴い、「運営規程」があれば「管理規程」 は不要なので、平成15年度から管理運営委託契約書を改め た。(15年度実施済)
支払退職金相当 額の返還につい て (第三特養施設)	・平成13年度に勤続年数29年及び同15年の2名の職員へ退職一時金(13,298千円)が支給されたが、 当該退職一時金は、全額、第三特養又は通所サービスセンターの人件費として集計され、区から収受した 委託料より支出された。	・第三特養が運営を開始したのは、平成11年4月からであるが、運営開始以前の就業期間にかかる退職一時金は、第三特養施設の運営委託に関連する人件費ではない。	・区は、委託料より支出された退職一時金について、返還を受ける べきである。	・職員への退職一時金について、区は委託先法人と話し合いを 行い、平成15年2月5日全額の返還を受けた。なお、再発防止 に向け、チェック体制の再構築を図っていく。
本部経費振替分等の返還につい	・区より収受した委託料は委託事務以外に使用してはならないとされている(管理運営委託契約書第9条) 一方で、一定額を本部経理区分に繰り入れることができる(同第12条)とされている。	・委託料は委託事務に直接関係する支出についてのみが認められるべきである。また、本部振替料及 び本部指導料等は本部経理繰入金に含まれるものである。	・区は調査のうえ、返還を受けるべきである。	・委託料(法人本部に対する委託)、事務員指導料(事務員給)、 福利厚生費(法人祝賀会参加費)については、区は委託先法
(第三特養施設)	 ・委託事務支出とは認められない次のような支出があった。			人と話し合いを行い、平成15年2月5日全額の返還を受けた。なお、再発防止に向け、チェック体制の再構築を図っていく。
	委託料 7.800千円(事務委託、社会保険委託料)	・各年度の期末に支出されたものであり、支出先との契約書・計算書はなく、起票伝票等に決裁印もなく本	・個別の委託事務支出とは認めがたい。	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	部に振り込まれている。	事務の再委託とも考えにくい。	
	事務員指導料 315千円(事務員給)	・本部より事務員を派遣してその指導にあたったための支出であるとして、本部へ人件費として振り込んだもの。	・ 具体的な計算書等もなく、円滑な事務引継は受託先として法人自体が当然に実施すべき事項である。このような指導料は本部繰入金の中で賄われるべきである。	
	福利厚生費 990千円 「特養老人委託料」から630千円 「通所サービスセンター委託料」から360千円	・委託先法人の祝賀会が都内のホテルで開催され、その出席会費を負担したもの。この会の発起人も委託先法人の関連団体の長が勤めており、案内状には会費金額の記載がなかった。また、委託先法人の他の関連団体では当該出席会費を出席者個人が負担している。	・このような支出は委託業務に関係するものとは考えられない。	
!括外部監査の結果!				l
介護保険制度導 入後の予算管理 と自主運営につ いて	介護保険の導入に伴い、介護保険の事業者は原則として介護報酬により事業を行うことになった。 区においても区立の特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンターの運営について、従来の 措置費予算から介護報酬で運営されるよう、段階的な委託料削減の予算計画を策定した。			・施設の管理運営を、現行の社会福祉法人への委託方式から社会福祉法人による自主運営化に向け、裁量権を拡大するため、次の措置を講じた。
	(特別養護老人ホーム) 介護老人福祉施設 介護報酬をベースに算定した新たな運営委託料と平成11年度の運営委託料の差額について平成12年度から 25%ずつ段階的に削減する。			介護報酬を法人が直接受け取る方式に改めた。(15年度より実施) 在宅高齢者通所サービスセンター運営時間の延長(6時間から8時間)(14年度実施済)と土曜日開設(15年度より一部
	短期入所生活介護 公私較差是正経費及び民間施設給与等改善費を平成12年度から25%ずつ段階的に削減する。			で実施) 預り金等の出納管理に係わる費用等を含めたその他の日常 生活費の徴収を行う。(15年度より実施)
	・委託料予算額が平成12年度と13年度を比較して60,649千円減少しているにもかかわらず、実際支出額は36.269千円増加している。	・支出額を抑制して介護報酬で運営を賄うという予算の方向性に合致しておらず、予算統制機能が働 いていない。		
	・介護報酬の収支内容を平成12年度と13年度を比較してみると、収入率は88.8%から85.1%に低下している。	・介護報酬の収入により支出を賄うことが目標であり、支出に占める収入の割合である収入率についても、目標値は100%超となる。		

	現 状	問題点	意見	対応
	(高齢者通所サービスセンター)			
	(経過措置) 実額をペースに段階的に削減する。			
	・平成12年度と13年度を比較して、委託料予算額も実際の支出額もともに減少しており、改善がみられるものの、介護報酬が支出額に占める収入率は平成13年度においても未だ59.7%という低水準である。	・予算による統制では管理できる状況ではない。	・抜本的な改革が必要である。	
	・現行のシステムは予算額を過去の実績より算定し、実際の収支からの余剰金について、一部は本部経理区分繰入金として委託先に還元されるとともに、一部は積立金として積み立てられ、残金については区へ返還されることになっている。	・現行のシステムは委託先法人の経営努力を成果に反映しづらいものとなっている。 経費節約の効果を法人自身も享受できるようにする必要がある。	・介護保険制度の原点に返り、民間の活力を生かした自主運営に 転換する必要がある(自主運営先に裁量を。民間の知恵の活用 を。)。	
		・民間的な予算管理の発想が欠けている(公会計における予算管理の手法から脱却できていない)。	例:在宅高齢者通所サービスセンターの運営時間の延長、土曜日開設、日常生活費及び特別なサービスに関する費用を利用者負担することの検討	
積立金の区への 回収による経済 的利益について	・委託先法人は委託料の清算をした後に差額について一定の範囲で、積立金として法人の区分経理に繰り越すことができる(管理運営委託契約書第13条)こととなっており、その結果、平成14年3月末における積立金の総合計額は490,976千円となっている。	・区の事業のために、区以外に積立金が保管される必要はない(帰属は区にある)。	・3特養施設の積立金を全て回収して借入金の返済に充てることに した場合、13,500千円の経済的利益を得ることができる。 また、全ての積立金を借入金の返済に充当した場合は、18,657千 円の経済的利益となる。 積立金を回収することにより、ヘ'イオフ問題への対応策にもなる。	・積立金については、運営時間の延長などサービス内容の充実、 施設の機能を維持するための施設修繕、備品の更新等に伴い 必要となり、今後活用していく考えである。
!	3特別養護老人ホ-4積立金 246,844千円 3サ-ビスセンタ- 積立金 116,625千円 その他のサービスセンタ- 積立金 127,507千円		情立立で凹収することにより、 ハイイノ の起へのパルの来にでなる。	
民営後の減価償	・(運営・所有)荒川区	・区の運営している福祉施設について、介護報酬に基づく社会福祉法人の自主運営に移行した場	・施設の1/4の減価償却費相当額及び施設全体の修繕費の負担額	・民営後(社会福祉法人による自主運営移行後)の賃借料の取
却費の負担及び 賃借料の関係に ついて	가 스 뉴 게 가 나 가 나 가 나 가 나 가 나 나 나 나 가 나 나 가 나 가	合、施設の貸与は無償で行うのか、通常の賃貸借で行うのか決定する必要がある。	を区への賃料として支出することにより、設備を自主建設した法人 と同様の負担を負うことになる。	扱いについては、施設貸与等による自主運営化の課題として検 討する。
	・社会福祉法人が自前で特養、ディサービスセンター、老人短期入所施設を設置する場合は、設備費負担(補助)金として、設置費の3/4を国・都道府県より補助される。	・自主運営に移行した場合、施設の設計等については法人の意図(施設の維持管理コスト意識)が反映されていない。また、建設してから相当期間経過したものもあり、民間へ-スの維持管理が可能な設計とはなっていない。	ただし、自主運営の移行にあたっては、維持管理費が過大となる 部分の施設改修を移管前に行うか、過大に発生する維持管理費 について個別的に補助する必要がある。	・賃借料を徴収した場合、補助金の当初の交付条件や起債の許可条件から逸脱するため、補助金の返還や一括返還が想定される。
		・社会福祉法人への賃料を、施設の1/4の減価償却費と維持修繕費とした場合、法人が経営努力して生み出した余剰金も賃料として消えてしまう(経営努力のモチベーションが高まらない)。	・単に無償契約とするのではなく、補助部分は補助とし、賃料として 収受すべきは収受するという総額主義の考え方により取引関係を 明らかにすべき。	
サービ スセンターの特養変換の検討について	(特別養護老人ホ-ム) 需要と供給のパランスからみると完全な供給不足	・特別養護老人ホームの収益性の良い規模は100名程度とされている。 厚生労働省(平成14年4月発表)「介護事業経営概況調査」	50名定員の特養については、併設の在宅高齢者通所サービスセンターを特別養護老人ホームへ転用することによる定員増を検討することも必要。	· 補助金の返還や起債の一括返還のない施設転用について検討する。
	平成14年3月末現在 3施設で362名の待機者 平成15年度に荒川産院跡地に定員80名の特別養護老人ホームが民間社会福祉法人による開設が予定されているが、待機者が多く、将来の施設不足が長期的に予測されている。	最も損益率の良い規模 81名~100名の規模 社会福祉法人東京都社会福祉協議会(平成14年2月発表)「平成12年度経営分析結果」 最も収益率の良い規模 100名以上の規模 (定員)第一特養 100名、第二・第三特養 各50名	・ただし、補助金の返還や起債の一括返還が想定される。補助金 の返還や起債の一括返還がない施設転用の実現の努力を。	
	(在宅高齢者通所サービスセンター) 民間事業者の参入や区の委託しているセンターについても定員増が計画されており、供給体制は整っている。 平成13年3月末現在 待機者ゼロ 年間を通じて各月の待機者累計も6名のみ		補助金 起債残額 南千住東部 約1億円 約4億2千万円 荒川西部 約1億1千万円 約2億7千万円	
収支予算書と実績報告書の様式	・委託法人は区へ委託事務に係わる収支予算書等を提出し、承認を受けることになっている(管理運営 委託契約書第17条)。	・区へ提出される収支予算書と実績報告書とは異なった様式となっており、予算と実績との対比が難し 〈、現状では区において委託料の執行状況を正確に把握し、検討することができない状況にある。	・予算管理を徹底するためには、区へ提出される収支予算書と実 績報告書との様式を統一することが望ましい。	・様式等を統一するなど、委託料の執行状況を正確に把握できる よう、検討する。
の統一について	・委託料の執行の内訳を明らかにした実績報告書を区へ提出することになっている(管理運営委託契約書第18条)。 ・清算後残預金等があれば区へ返還することになっており、区においても執行管理をする必要がある			
稼働率に関する	(管理運営委託契約書第13条第2項)。 (特別養護老人ホ-ム)	長期入院者のベット確保のための利用稼働率の低下	・ 病院、家族、施設との連絡を密にして入院している入所者の状	・特別養護老人ホームの入所に関する基準を作成中。平成15年
意見について	3施設の平成14年3月末の入所待機者は362名にのぼるにもかかわらず、平成13年度の利用稼働率(90.86%)は12年度に比べ3.6がイント低下している。	(入院3ヶ月を超えてもペットを確保している)	況をよく把握するなどし、ヘットを確保する期間等についてなおー 層適時な判断が必要。	度中に新基準による制度へ移行する予定。
		新規入所者の手続き(現行では、2~3週間) 第一特養の利用稼働率の低下 (第一特養の利用稼働率が全体の稼働率を下げている)	1日も早〈入所できるよう手続きの簡素化が必要。 自主運営を視野に積極的な経営努力に努めるべき。	・第一特別養護老人ホームの稼働率については、改善されてい る(平成15年3月末現在、入所者96名。なお、平成15年4月1日、
	(短期入所生活介護(ショートステイ)) 特養ホームの空ベットを利用しているため、平成12年度は全国平均稼働率(45.7%)を大幅に上回り高い 稼働率になっている。	(A) TORONDOMPTO INVIAMENTE (TO CAMP)		12日にそれぞれ1名入所)。
	(在宅高齢者通所サービスセンター) ・3施設とも利用稼働率は全国平均を上回っている。 12年度 76.32% 13年度 83.07%		・土曜日開設で週6日、1日2時間程度の延長で6~8時間のサービス 提供により、利用稼働率の向上と(入浴、食事、送迎、機能訓練等 の加算報酬獲得による)収入増加を。	・在宅高齢者通所サービスセンターの運営時間の延長(「4~6時間」「6~8時間」)及び利用定員の拡大については平成14年度に実施済み。また、土曜日開設については一部の施設で平成15年度から実施。
	(全国平均) 12年度 65.4% 13年度 65.8% ・週5日(月~金曜日)、1日あたり4~6時間のサービスを提供(平成13年度)			100 1 100 1
人件費における 各施設の状況に	· 特別養護老人ホーム		・総人件費支出額は、3施設とも減少額に差はあるものの、削減は	・人件費については今後とも可能な限り削減を、利用率について
ついて	(第一特養)	・利用者一人当たりの人件費は9,850円と3施設の中で一番高額となっている。(平成13年度の利用率が12年度と比較して6.26ポイント減少)	進んでいる。	は100%近くに向上するよう、委託先法人を指導していく。
	就労者一人当たりで受け持つ介護対象者は12年度においては唯一500人を超えている。(平成13年度は465人)			
	(第二特養) 利用者一人当たりの人件費が3施設の中で最も少なくなっており、数値的には効率化が進んでいる。	・利用率は90%を超えているものの、第三特養の平成13年度の利用率と比較すると5がイント近く下回っている。	・ショートスティの定員が他施設に比べ多くなっている(第一8名、第二 12名、第三4名)。これらの活用が今後の課題。	
	(第三特養) 利用率が3施設の中では高い割合で推移している。			
		・就労者の構成比は平成13年度末、唯一常勤職員の割合が70%を超えている。 利用可能人員が3施設の中では最も少ないにもかかわらず、人件費支出総額は第二特養より多くなっている。		
		利用可能者一人当たりの人件費は3施設の中で唯一9,000円を超過している。		

平成14年度 包括外部監査における意見・指摘事項に対する是正・改善状況

	現 状	問題点	意見	対応
	・在宅高齢者通所サービスセンター (南千住西部) 他の2つのサービスセンターに比べ利用可能人員が小規模であるが、他と比べ利用率は低いとはいえない。	・就労者数を比較した場合、利用可能人員が多い南千住東部在宅高齢者通所サービスセンターを上回る 人員が雇用されており、平成13年度の利用者一人当たり、また、利用可能者一人当たりの人件費は3 施設の中で最も高額である。	・今後、サービスの質を維持しながら採算をいかに向上させるか検討 する必要がある。	・人件費については今後とも可能な限り削減を、利用率について は100%近くに向上するよう、委託先法人を指導していく。
	(南千住東部) 利用者、利用可能人員が南千住西部のそれをいずれも上回っているにもかかわらず、人件費支出額 は南千住西部を下回っており、各施設の中では効率的な運営がなされている。	・利用率が他の施設に比べて低い。	・施設の運用を促しつつ利用者増加による稼働率向上に向けての 対応が必要である。	
	(荒川西部) 平成13年度は利用率が90%を超えている。 人件費の支出総額は3施設の中で最も多いものの、利用者一人当たりの人件費は最も低く抑えられている。(7千円台)	・就労者の常勤・非常勤の構成割合は常勤者が5割を超え、固定費としての人件費負担が多い。	今後とも、さらなる高水準の利用率を維持し続けなければ現状を 保つことは困難な状況になる可能性もある。	
歯科サービスについて	・南千住西部及び荒川西部在宅高齢者通所サービスセンターにおいて歯科サービスを実施している。同サービスは荒川区歯科医師会に委託して実施している。(歯科医1名、歯科衛生士1名により、検診、相談、指導及び初期治療等軽度の健康診断を実施)	・より多くの施設利用者に受診してもらう必要がある。	・予め予約日を特定するなど、効率的な運営を検討すべき。	・歯科サービスについては、必要性を含め、事業のあり方そのものを再検討する。
介護実習受入に 伴う謝金の処理 について	・各施設において専門学校から介護実習のための実習生を受入れており、受入れに際して謝金を受け取ることもある。 (第一特養施設)(平成13年度459,500円) 特養の収支計算において雑入に計上され、他の収支とともに区への返還対象となっている。	・謝金の処理に関して3施設とも処理の方法が異なっている。	・区と委託法人との協議により、区へ返還すべきか否かを、また、委託先法人における会計処理を統一する必要がある。	・実習生受入謝金の取り扱いについては、会計処理を統一する。 (扱いについては、区の委託事務ではなく、受託職員の努力に より受入れていることから、法人の収入とすべきと考えている。)
	(第二特養施設)(平成13年度105,000円) ケアプランセンターの雑収入に計上。社会福祉法人の収益として計上している。 (第三特養施設)(平成14年3月末残高214,983円) 平成13年6月以前は社会福祉法人の収益として計上、7月以降は簿外処理されている。			
高額の施設改修 工事についての 委託料からの支 出について	・高額施設改修工事については、委託料の範囲内において、区との協議にて同意を受ければ委託料より支出できることになっている。 ・第一特養において、ナースコール設備の改修工事(工事総額1,200万円)が行われた。	・通常、区所有の施設についての改修工事であれば、工事ごとに予算要求し、必要があれば予算化され、また、契約においても指名競争入札等が実施され、より厳格な対応がなされる。 ・同じような改修工事にも係わらず不統一なケースが生じている。 ・契約時に見積りが実施されないなど問題がある。	・高額の施設改修工事等については、通常の委託料とは別に区において予算化するか、または、より厳格な協議を実施するなど改善が望ましい。	・施設の老朽化に伴い、施設改修工事の増加が見込まれているが、緊急に対応しなければならない工事など真に必要なものについては、財政当局に予算要求をしていく。
委託先法人の独 自の経費節約努 力について	・各委託法人は独自に知恵を出し、経費の節減に努めている。 (第一特養) 施設清掃業務の再委託において、経費を削減した(475千円)。	・ 失意時に光視りが失心で4 いないなど可避かのる。	・施設を効率的に運営するためには、委託先法人へより広範な裁量を与えることもひとつの方法。 ・委託先法人による自主運営という方法も将来の運営形態の選択肢。	・施設貸与による自主運営化に向けて現在検討中。
	自家用電気工作物の保守管理業務について、受託先法人内の他の施設と同一の保守管理業者に統一し経費を削減した(202千円)。 (第二特養) 電気契約を業務用季節別時間帯別電力へ、また、ガス契約を産業用時間帯別契約へそれぞれ変更し節約をしている。			
備品等の計画的 購入及び有効利 用について	・南千住西部在宅高齢者通所サービスセンターで常温配膳車を購入したが、さらに4ヵ月後サービス向上のため温冷配膳車を購入した。	・当初配備した常温配膳車は使用されなくなり、倉庫に保管されている。	・備品等の購入にあたっては、計画性をもって望む必要がある。 ・他施設への転貸利用等有効利用の検討も必要。	
エレベーター・ダムウェーター保守点検委託 業務について	・3施設ともIレバーター2基、ダムウェーター1基の構成となっている。 ・第一特養の保守契約額が規模・構造等の違いはあるものの、第二・第三特養のそれよりも低廉になっている。	・第二・第三特養の保守金額は、3年間ほとんど変更がなく、第一特養の2倍となっている。	・契約更新時に同業他社の見積り等を入手し契約金額の検討を行 う必要がある。	〉・監査報告書の意見の趣旨に沿って改善を検討する。